

(写)

資料4

26板政企第53号

板橋区長期基本計画審議会

東京都板橋区長期基本計画審議会条例第2条の規定に基づき、下記の事項について諮問いたします。

平成26年8月4日

板橋区長 坂本 健

《諮問事項》

- 1 新たな板橋区基本計画に盛り込むべき施策について
- 2 板橋区基本構想について

《趣 旨》

現在の板橋区基本構想（以下「基本構想」）は、平成17年10月に、おおむね20年後の区の将来像を「いきいき暮らす緑と文化のまち“板橋”」と定め、区議会の議決を経て策定いたしました。この基本構想の実現をめざして、平成18年1月に板橋区基本計画（以下「基本計画」）を策定し、これまで着実に施策を推進してまいりましたが、基本計画の計画期間が平成27年度をもって終了となることから、平成28年度を初年度とする新たな基本計画を策定する必要があります。

区を取り巻く社会経済環境は、基本計画の策定以降、少子高齢化の進行や世界同時不況に端を発した長期にわたる景気の低迷、東日本大震災の発生、社会保障費の増大や公共施設の老朽化に伴う更新費用の急増、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催決定など、著しく変化しております。

このような中、区では、選択と集中による重点政策と経営革新に取り組むとともに、中長期的な視点から、生産年齢人口を増やし定住化を促すための成長戦略と経営構造改革を掲げた「いたばし未来創造プラン」を平成25年1月に策定し、複雑化・高度化する行政課題の解決に向けて取り組んでまいりました。

さらに、今後本格化していく人口減少・超高齢社会の到来などを想定し、将来にわたって区政の持続的な発展を可能とする施策を長期的な視点から戦略的かつ重点的に展開していく必要があります。そして、「自助・共助・公助」による安心・安全なまちづくりを進め、『東京で一番住みたくなるまち』をめざしてまいりたいと考えております。

以上を踏まえ、新たな基本計画に盛り込むべき施策についてご審議を賜りますようお願い申し上げます。併せまして、策定から10年目の折り返し点を迎えることとなる基本構想につきましても、引き続き今後の区の望ましい将来像とその実現に向けた目標としての有効性等を備えているかを検証していただき、ご意見をお伺いいたします。